政　令

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六を第一条の七とし、第一条の二から第一条の五までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（小規模企業者の範囲）

第一条の二　法第二条第三項第二号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第一条の二第十号」を「第一条の三第十号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第三号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（小規模企業者の範囲）」に改め、同条中「小規模企業共済法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（小規模事業者の範囲）

第一条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○法務省告示第二号

和歌山県海草郡紀美野町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、紀美野町役場又は和歌山地方法務局に照会すること。

平成二十六年一月七日

法務大臣　谷垣　禎一

和歌山県那賀郡志賀野村大字志賀西野七百一番地の一　　田津原久吉

○法務省告示第三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年一月七日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　三重県亀山市みずき が丘50番地1
藤森望実　昭和53年9月25日生

金那依　平成11年1月16日生
住所　広島県福山市御門町1丁目11番10号
張惠燕　昭和41年6月5日生

住所　東京都荒川区東尾久2丁目12番17号
シャキル・カーン　昭和40年9月4日生

住所　東京都中央区新川1丁目28番7―507号
ガルキン・セルゲイ・レオニードヴィッチ　昭和55年3月30日生

住所　奈良県大和高田市片塩町4番8―206号
モハメッド・シャージャハン　昭和33年8月20日生

住所　横浜市港北区日吉本町2丁目62番5―206号
カザケヴィチ・フセーボロド・ヴェチェスラボヴィチ　昭和55年12月21日生

住所　東京都墨田区両国3丁目15番4―101号
アルタンガダス・フチットバータル　昭和54年9月10日生

住所　千葉県松戸市紙敷1丁目13番地8
カロヤン・ステファノフ・マハリャノフ　昭和58年2月19日生

住所　埼玉県戸田市新曽南2丁目14番1号
ムハマド・ナイーム・ムスタファ　昭和38年3月16日生

住所　神奈川県平塚市横内3907番地
サン・ソッチア　昭和53年7月6日生

住所　埼玉県和光市丸山台2丁目13番5号
王彦鈞　昭和59年11月10日生

住所　東京都豊島区巣鴨5丁目15番9号
陳依婷　昭和56年12月1日生

住所　東京都町田市相原町468番地52
邵碧玲　昭和34年10月24日生

住所　大阪府箕面市外院2丁目9番1―107号
陳忠行　昭和26年5月11日生

住所　神戸市中央区琴ノ緒町3丁目2番13号
張碧鳳　昭和31年9月17日生

洪嘉孝　昭和55年3月14日生